第６部　注射

通則

１　注射の費用は、第１節及び第２節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

２　注射に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第３節の所定点数を合算した点数により算定する。

３　生物学的製剤注射を行った場合は、15点を前２号により算定した点数に加算する。

４　精密持続点滴注射を行った場合は、１日につき80点を前３号により算定した点数に加算する。

５　注射に当たって麻薬を使用した場合は、５点を前各号により算定した点数に加算する。

６　区分番号Ｇ００１に掲げる静脈内注射、Ｇ００２に掲げる動脈注射、Ｇ００３に掲げる抗悪性腫瘍剤局所持続注入、Ｇ００４に掲げる点滴注射、Ｇ００５に掲げる中心静脈注射又はＧ００６に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって悪性腫瘍等の患者であるものに対して、治療の開始に当たり注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ１日につき前各号により算定した点数に加算する。

イ　外来化学療法加算１

⑴　外来化学療法加算Ａ

①　15歳未満　780点

②　15歳以上　580点

⑵　外来化学療法加算Ｂ

①　15歳未満　630点

②　15歳以上　430点

ロ　外来化学療法加算２

⑴　外来化学療法加算Ａ

①　15歳未満　700点

②　15歳以上　450点

⑵　外来化学療法加算Ｂ

①　15歳未満　600点

②　15歳以上　350点

７　第１節に掲げられていない注射であって簡単な注射の費用は、第２節の各区分の所定点数のみにより算定する。

８　注射に伴って行った反応試験の費用は、第１節の各区分の所定点数に含まれる。

第１節　注射料

通則

注射料は、第１款及び第２款の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

第１款　注射実施料

区分

Ｇ０００　皮内、皮下及び筋肉内注射（１回につき）　18点

注　入院中の患者以外の患者に対して行った場合に算定する。

Ｇ００１　静脈内注射（１回につき）　30点

注１　入院中の患者以外の患者に対して行った場合に算定する。

２　６歳未満の乳幼児に対して行った場合は、42点を所定点数に加算する。

３　区分番号Ｃ００５に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理料又は区分番号Ｃ００５－２に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料を算定する日に併せて行った静脈内注射の費用は算定できない。

Ｇ００２　動脈注射（１日につき）

１　内臓の場合　155点

２　その他の場合　45点

Ｇ００３　抗悪性腫瘍剤局所持続注入（１日につき）　165点

注　皮下植込型カテーテルアクセス等を用いて抗悪性腫瘍剤を、動脈内又は静脈内に局所持続注入した場合に算定する。

Ｇ００４　点滴注射（１日につき）

１　６歳未満の乳幼児に対するもの（１日分の注射量が100mL以上の場合）　95点

２　１に掲げる者以外の者に対するもの（１日分の注射量が500mL以上の場合）　95点

３　その他の場合（入院中の患者以外の患者に限る。）　47点

注１　点滴に係る管理に要する費用は、所定点数に含まれる。

２　６歳未満の乳幼児に対して行った場合は、42点を所定点数に加算する。

３　血漿成分製剤の注射を行う場合であって、１回目の注射に当たって、患者に対して注射の必要性、危険性等について文書による説明を行ったときは、当該注射を行った日に限り、50点を所定点数に加算する。

４　区分番号Ｃ００５に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理料又は区分番号Ｃ００５－２に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料を算定する日に併せて行った点滴注射の費用は算定できない。

Ｇ００５　中心静脈注射（１日につき）　140点

注１　血漿成分製剤の注射を行う場合であって、１回目の注射に当たって、患者に対して注射の必要性、危険性等について文書による説明を行ったときは、当該注射を行った日に限り、50点を所定点数に加算する。

２　中心静脈注射の費用を算定した患者については、同一日に行われた区分番号Ｇ００４に掲げる点滴注射の費用は算定できない。

３　６歳未満の乳幼児に対して行った場合は、50点を所定点数に加算する。

４　区分番号Ｃ００５に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理料又は区分番号Ｃ００５－２に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料を算定する日に併せて行った中心静脈注射の費用は算定できない。

Ｇ００５－２　中心静脈注射用カテーテル挿入　1,400点

注１　カテーテルの挿入に伴う検査及び画像診断の費用は、所定点数に含まれる。

２　６歳未満の乳幼児に対して行った場合は、500点を所定点数に加算する。

３　別に厚生労働大臣が定める患者に対して静脈切開法を用いて行った場合は、2,000点を所定点数に加算する。

Ｇ００５－３　末梢留置型中心静脈注射用カテーテル挿入　700点

注１　カテーテルの挿入に伴う検査及び画像診断の費用は、所定点数に含まれる。

２　６歳未満の乳幼児に対して行った場合は、500点を所定点数に加算する。

Ｇ００６　植込型カテーテルによる中心静脈注射（１日につき）　125点

注１　区分番号Ｃ００５に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理料又は区分番号Ｃ００５－２に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料を算定する日に併せて行った植込型カテーテルによる中心静脈注射の費用は算定できない。

２　６歳未満の乳幼児に対して行った場合は、50点を所定点数に加算する。

Ｇ００７　関節腔内注射　80点

Ｇ００８　滑液嚢穿刺後の注入　80点